

令和2年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間

取組期間 令和2年12月1日～令和3年1月31日

慌ただしくなる年末・年始において、「令和2年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を契機に、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、以下に示す「重点実施事項」を積極的に行うなど、安全気運の向上に向けた取組の一層の推進をお願いいたします。

【重点実施事項】

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④ 感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催
- ⑤ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑥ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑦ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 朝礼、ミーティング等を通じた不安全行動防止のための一人KY等の実施
- ⑨ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組

青梅労働基準監督署

掲載スペース等の問題により、上記内容を掲載できない場合には、次ページの例のような内容で掲載いただければ幸いです。

令和2年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間

取組期間 令和2年12月1日～令和3年1月31日

慌ただしくなる年末・年始において、「令和2年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を契機に、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営、積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底、大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底等を積極的に行うなど、安全気運の向上に向けた取組の一層の推進をお願いいたします。

青梅労働基準監督署